			付加機能を２つ有するもの	ＤＭ２	Ｅ＝2.0Ｓ＋67
			付加機能を３つ有するもの	ＤＭ３	Ｅ＝2.0Ｓ＋79
	32Ｖ型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの	ＤＮ	Ｅ＝6.6Ｓ－141
			付加機能を１つ有するもの	ＤＮ１	Ｅ＝6.6Ｓ－129
			付加機能を２つ有するもの	ＤＮ２	Ｅ＝6.6Ｓ－117
			付加機能を３つ有するもの	ＤＮ３	Ｅ＝6.6Ｓ－105
		液晶倍速	下記以外のもの	ＤＯ	Ｅ＝6.6Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	ＤＯ１	Ｅ＝6.6Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	ＤＯ２	Ｅ＝6.6Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	ＤＯ３	Ｅ＝6.6Ｓ－90
		液晶４倍速又はプラズマ	下記以外のもの	ＤＰ	Ｅ＝6.6Ｓ－104
			付加機能を１つ有するもの	ＤＰ１	Ｅ＝6.6Ｓ－92
			付加機能を２つ有するもの	ＤＰ２	Ｅ＝6.6Ｓ－80
			付加機能を３つ有するもの	ＤＰ３	Ｅ＝6.6Ｓ－68

備考１　「ＦＨＤ」とは、垂直方向の画素数が1080以上、かつ、水平方向の画素数が1920以上のもの。

２　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

３　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、１秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速　　：液晶パネルを用い、１秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶４倍速　：液晶パネルを用い、１秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ　　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

４　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、ＤＶＤ（録画機能を有するものに限る。）、ＨＤＤ、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

５　「Ｅ」及び「Ｓ」は次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

Ｓ：受信機型サイズ

2　エネルギー消費効率の測定方法

2－1

1⑴から⑶のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$E=\{(P_O-P_A/4)\times 1642.5+P_S\times 7117.5\}/1000$

この式において、Ｅ、P_O、P_S及びP_Aは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｅ：年間消費電力量（単位　キロワット時毎年）

P_O：動作時消費電力（単位　ワット）

P_S：待機時消費電力（単位　ワット）

P_A：節電機能による低減消費電力（単位　ワット）

⑴　P_O：動作時消費電力（単位　ワット）

動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。ただし、液晶テレビ及びプラズマテレビにあっては、これにカラーバー信号時の消費電力及び三縦じま信号時の消費電力を加えた平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。

なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

⑵　P_S：待機時消費電力（単位　ワット）

待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

⑶　P_A：節電機能による低減消費電力（単位　ワット）

節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、P_{A1}、P_{A2}の値のうち大きい数値とする。

①　P_{A1}：周辺照度に応じて映像を自動的に制御する機能（以下「自動輝度調整機能」という。）による低減消費電力（単位　ワット）

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度０ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

②　P_{A2}：節電スイッチによる低減消費電力（単位　ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

⑷　測定条件

⑴から⑶までの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格Ｃ6101－１（1998）の3.1の一般的状態に規定する条件の下で行うものとする。

①　テレビジョン受信機のコントラスト調整は、⑴及び⑵においては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、⑶においては、工場出荷時の位置に設定すること。また、明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

ただし、液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

②　テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格Ｃ6101－１（1998）の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

③　衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にＯＮ／ＯＦＦできるものは、ＯＦＦにすること。

④　測定は測定信号切換時も含めて受信機が十分安定な状態に達してから行うこと。ただし、プラズマテレビにあっては、焼付防止機能が動作する前に測定を行うこと。